

気候変動枠組条約及び京都議定書

1. 気候変動枠組条約

温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の増大が地球を温暖化し自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを背景に、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、1992 年の地球サミット（於リオ・デ・ジャネイロ）で署名のため開放された条約。1994 年に発効。現在我が国を含む 186 カ国（含む 1 地域）が締約。

2. 京都議定書

1997 年 12 月に京都で開催された cop3（第 3 回締約国会議、京都）で採択された議定書。先進国に対し、温室効果ガスを 1990 年比で、2008 年から 5 年間で一定数値（日本 6 %、米 7 %、EU8 %）を削減することを義務づけている。また、右削減を達成するため森林等温室効果ガス「吸収源」の取扱等を規定。我が国を含む先進国は、吸収源の取扱等の詳細が決定されていないことから未批准。COP6（2000 年 11 月、オランダ・ハーグ）でこれらの詳細について決定されるよう、交渉を行ったものの合意に至らず。